

改定案

第12条  
本会の会費及び会費徴収については、別途規程を定める。但し、事情により会費を減額又は免除する事ができる。

現

第12条  
本会の会費は、1家庭につき年間4千円とする。なお、会費徴収については、別途規程を定める。但し、事情により会費を減額又は免除する事ができる。

会費の柔軟な運用の為に、規約から会費額を削除する。但し、「会費の変更あたっては、総会議決を要する」旨を規程に別途追加する。

改定案

第6章  
役員及び会計監査委員

現

第6章  
役員及び選考委員、会計監査委員

選考委員については別章があるため、本章からは削除する。

改定案

第16条  
役員及び会計監査委員は次の通りとする。  
1.役員は、会長、副会長、書記、会計、総務で構成される。  
2.会長は、本校在籍児童の保護者で構成されるものとする。任期は3年とする。  
3.副会長、書記、会計、総務は、本校在籍児童の保護者で構成されるものとする。保護者の任期は2年とする。  
4.会計監査委員は、本校在籍児童の保護者で構成されるものとする。任期は1年とする。

現

第16条  
役員及び選考委員、会計監査委員は次の通りとする。  
1.役員は、会長、副会長、書記、会計、総務で構成される。  
2.会長は、本校在籍児童の保護者で構成されるものとする。任期は3年とする。  
3.副会長、書記、会計、総務は、本校在籍児童の保護者で構成されるものとする。保護者の任期は2年とする。  
4.選考委員及び会計監査委員は、本校在籍児童の保護者で構成されるものとする。任期は1年とする。

選考委員については別章があるため、本章からは削除する。

改定案

第31条  
選考委員は、本校在籍児童の保護者で構成されるものとする。任期は1年とする。

現

第31条  
選考委員の選出については、別途規定を定める。

他役職の任期が規約で定められていることから、選考委員の任期についても規約で定める。

新設案

第32条  
選考委員会は、委員の半数以上の出席のもとに成立し、議決には出席者の過半数が必要である。

新設案

第33条  
選考委員会の構成及び選考委員の選出については、別途規定を定める。

条番号変更

第34条  
第35条  
第36条  
第37条  
第38条  
第39条

現

第32条  
第33条  
第34条  
第35条  
第36条  
第37条